

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

令和7年1月29日

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美

監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する  
監査を実施した結果を、別紙のとおり公表する。

実施期日 令和7年1月29日（水）  
午後1時30分から午後2時28分

実施団体 瑞穂町議会（政務活動費）

場 所 瑞穂町議会委員会室

関係者立会人 瑞穂町会計管理者 池田 朋代

#### 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、所管課から関係書類の提出を求め、その後、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに説明聴取を実施した。

- （１）政務活動費の交付決定、交付方法及び交付時期は適正か
- （２）政務活動費の交付要綱等は整備されているか
- （３）政務活動費の履行確認は証拠書類を検証し、適切に行われているか
- （４）残余に伴う返還金は適切に返還されているか
- （５）議員への交付事務に関する説明は十分な内容となっているか
- （６）交付申請書、実績報告書等は規定に基づき適正に提出されているか
- （７）政務活動費は適切な経費に充当され、交付目的に沿った内容となっているか
- （８）領収書等の証拠書類は全て添付されているか
- （９）町民に対し、政務活動費の用途について説明責任を果たしているか

## 監査の結果

今回の監査の結果、政務活動費の管理運用、会計経理に関する事務事業の執行は、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。今回の監査を実施したなかでは、瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び政務活動費の手引きに基づき、令和3年度から令和5年度に交付された政務活動費については、適切に執行されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

今後も透明性を確保し、適正に執行されることを望む。

以上